

「令和3年度税制改正」～法人税等その2～ ～中小企業の支援と地域経済の活性化～

令和3年度税制改正法は、令和3年3月31日に公布され、原則として4月1日より施行されておりますが、このうち、本号ではコロナ禍から立ち上がる中小企業（資本金1億円以下の法人等）の成長支援・地域経済の活性化等に係る改正の具体的内容、適用に当たって留意すべき事項等について、改正前の制度との比較を交えつつ概要をご説明いたします。

なお、税制措置の前提となる「産業競争力強化法」の改正は、令和3年6月9日参議院本会議において可決・成立し、6月16日に公布・施行されておりますのでご参照ください。

Ⅱ 中小企業の支援

1 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を認める措置が創設されました。

【適用期限】 産業競争力強化法の改正法施行の日から令和6年3月31日までの間

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の **10%を税額控除** 又は **全額即時償却**

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取り組み例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

② 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、

給与等支給総額の増加額の25%を税額控除

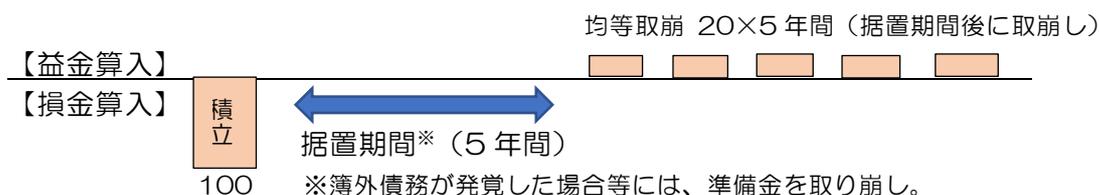
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(参考) 具体的な取り組み例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員を確保

③ 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがありますが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度が措置されました。

2 所得拡大促進税制の見直し・延長

- ▶ 中小企業全体として雇用を守りつつ、所得拡大を促すために、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直されるとともに、適用期限が2年間延長されました。

≪改正前≫

【要件】

- ① **継続雇用者給与等支給額**
：対前年度増加率 1.5%以上
- ② **雇用者給与等支給額**
：対前年度を上回ること

【税額控除】

- 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除
- **継続雇用者給与等支給額**の対前年度増加率が 2.5%以上であり、かつ教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を 10%上乗せ ⇒ 合計 25%
- 税額控除額は法人税額の 20%を限度

≪改正後≫

【要件】

- **雇用者給与等支給額**
：対前年度増加率 1.5%以上

【税額控除】

- 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除
- **雇用者給与等支給額**の対前年度増加率が 2.5%以上であり、かつ教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を 10%上乗せ ⇒ 合計 25%
- 税額控除額は法人税額の 20%を限度

※ 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の 1.1 倍
- ② 中小企業等経営強化法の認定に係る計画、中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画における経営力向上の証明

3 中小企業向け投資促進税制等の延長

- ▶ 設備投資を促進し、経営基盤の強化を支援する等の観点から、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業への経営強化税制と中小企業投資促進税制は2年延長することとされ、商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、対象業種を中小企業投資促進税制に統合することになりました。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物付属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【中小企業経営強化税制】 ※計画認定手続きを柔軟化 即時償却又は税額控除 10% (※7%) ⇒ 延長 (2年) 生産性向上設備 (A 類型)：生産性が年平均 1%以上向上 収益力強化設備 (B 類型)：投資利益率 5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C 類型)：遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D 類型)：修正 ROA 又は有形固定資産回転率 (令和3年度追加措置) が一定以上上昇する設備</p> </div>			

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物付属設備 (60万円以上)
支援措置	国税	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除 7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒ 延長 (2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除 7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒ 廃止	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人の場合

4 地域未来投資促進税制の拡充・延長

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響から地域経済の回復を図り、引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援を行う必要があるため、適用期限が 2 年間延長されました。
- ▶ より投資効果の高い事業創出を促すため、課税の特例の要件の明確化・客観化を図るとともに、地域の経済活動が停止するリスクを回避するため、地域経済のサプライチェーンの強靱化に資する事業が新たに支援対象に追加されました。

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

〈地域経済牽引事業の要件〉

- ① 地域特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・付属設備・構築物	20%	2%

- ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は 80 億円を限度
- ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の 20%までが上限となります。

課税の特例措置（国の確認）

〈課税特例の要件〉

- ① 先進性を有すること—要件の客観化・明確化
 (※特定非常災害により被災した地域を除く)
 〈通常類型〉 ①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上
 〈サプライチェーン類型〉 ①海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
 ② 域内*の取引額の増加額が一定水準以上
 ※地域経済牽引事業を実施する都道府県内
- ③ 総投資額が 2,000 万円以上であること
- ④ 前事業年度の減価償却費の 10%を超える投資額であること
- ⑤ 対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ
 過去 5 事業年度の対象事業の市場伸び率(%) + 5%以上
 〈上乗せ要件〉(平成 31 年度 4 月以降に承認を受けた事業が対象)
- ⑥ 直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上
- ⑦ 投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

5 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

➤ 租特法による軽減税率（15%）の適用期限が2年間延長されました。

対 象	本 則 税 率		租特税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得区分なし	23.2	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年 800 万円超の所得金額	23.2	—
	年 800 万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

(参考) 経済のデジタル化への国際課税上の対応

➤ 経済のデジタル化によって生じる国際課税上の課題への対応については、2021 年半ばまでの国際的な合意に向け、OECD を中心に議論が行われています。

BEPS 包摂的枠組みのステートメント

- 「包摂的枠組み (IF)」は、コンセンサスの構築に向けて大きく進展していること。
- 第 1 の柱・第 2 の柱に関する「青写真」は、将来の合意に向けての強固な土台となっていること。
- 2021 年半ばまでに成功裡の結論に到達することを目指して、残された論点に迅速に取り組むこととされています。

第 1 の柱・第 2 の柱に関する「青写真」

第 1 の柱：国際課税原則の見直し

- 市場国への新たな課税権の配分（「利益 A」）
 - 多国籍企業が活動する市場国に対して、物理的拠点の有無にかかわらず、新たな課税権を配分する国際課税原則の見直し
- 市場国での販売活動等に係る移転価格ルールの定式化（「利益 B」）
 - 市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原則（ALP）に基づき一定の課税権を市場国に保証
- 効果的な紛争防止・解決手続

第 2 の柱：軽課税国への利益移転への対抗

- 軽課税国への利益移転に対し、最低税率による法人課税（ミニマム課税）を確保するルールの導入
 - 軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社等の所在する国・地域において国際的に合意された最低税率まで課税等

【ご留意事項】

- 今月号では中小企業の支援税制について法人税を中心にご説明いたしましたが、所得税等についても同様の措置がなされているものもありますことにご留意ください。
- 「経済のデジタル化への国際課税上の対応」については、本年4月7日開催のG20財務相会議において、巨大IT企業などを対象とした新たな国際課税ルールづくりをめぐり、7月までの合意を目指すことを確認して以降、6月4日開催のG7財務相会議を経て、7月1日OECDより130カ国・地域により制度の大枠で合意したことが発表されました。（7月2日付「朝日新聞」DIGITAL）
- 内容的には、法人税に共通の最低税率を設け、税率は「15%以上」にすること、GAF Aなど巨大IT企業に対し、市場国における課税権を認める「デジタル課税」を創設することとされており、前者では1500億ドルの税収増、後者では1000億ドルを超える利益に対する課税権の移行が見込まれるなど（7月2日付「REUTERS」配信）、今後、2021年10月実施計画の最終決定、2023年までの実施予定に向けてその動向を注視していく必要があると思われます。

〔引用参考文献〕

- 財務省 HP「税制改正の概要」（税制改正のパンフレット、解説、法律等を参照できます。）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html
- 経済産業省 HP「令和3年度税制改正」（税制改正のポイント、解説を参照できます。）
https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/index.html
産業競争力強化法：<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616004/20210616004.html>
- 令和3年度 税制改正（財務省）資料

※特例措置等の要件の詳細につきましては、下記担当窓口までお尋ねください。

〔担当窓口〕 GTMグループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp